

消 防 予 第 4 3 3 号
平成24年12月14日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

消防庁次長

「第59回文化財防火デー」の実施について（通知）

文化財の防火に関しましては、平素から特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

文化財を火災、震災その他の災害から守り、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることを目的として、例年、文化財の所有者、管理者その他の文化財保護関係者と消防関係者が協力し、「文化財防火デー」を実施してきたところですが、本年度は来る平成25年1月26日（土）に「第59回文化財防火デー」を迎えることとなります。

ついては、別添1のとおり実施要項を定めたところであり、また、別添2のとおり文化庁より各都道府県教育委員会に対して通知されているところですが、貴職におかれましても「文化財防火デー」の趣旨を活かした諸行事の実施に当たって参考となるものと考えられますので送付いたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもよろしく御周知下さるようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課予防係

担当：椎名・児玉・根本

電話：03-5253-5111(内線 42463)

ファクス：03-5253-7533

メール：m2.nemoto@soumu.go.jp

第 59 回 文化財防火デー実施要項

第 1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

第 2 主 唱

文化庁・消防庁

第 3 名 称

第 59 回 文化財防火デー

第 4 期 日

平成 25 年 1 月 26 日（土）

第 5 実 施 方 針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財は国民共有の貴重な財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護に関する意識の普及と、日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第 6 実 施 事 項

- 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。
 - (1) 政府刊行物による広報
 - (2) 報道機関への広報
- 2 地方公共団体において、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で実施することにより、効果的に文化財防火・防災に関する意識の高揚を図ることが期待される事項等は、次のとおりとする。
 - (1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ウ 放火による火災が多発していることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知及び体制確立の要請（関係機関等との連携による重点警戒の実施及び放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財の所有者及び管理者において、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連携の下で実施することにより、効果的に文化財防火に関する意識の高揚を図ることが期待される事項は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練の実施

- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施

消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、これに擬した代替物件を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該指定物件の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。

- イ 防災訓練後の点検、整備及び研究

消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 防災対策の推進

ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
また、既に消防計画を作成している場合は、計画の再確認を行うように努めること。
防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及びその充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。

イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善

ウ 巡視等の励行

エ 通報、情報、警報連絡体制の確立

オ 文化財管理目録の作成と点検

火災等発生時の搬出と盗難に対応するため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び所在確認等に努めること。

カ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。

キ 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

ク 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

ケ 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理

電気火災・燃焼機器火災予防対策として、適切な維持管理及び正しい使用を徹底するとともに、老朽化した器具や配線・配管にあっては交換を励行すること。

コ 避難路、避難場所の点検及び整備

サ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行

シ 文化財周辺環境の整理・整頓

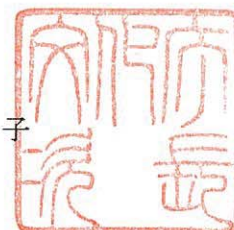
文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓に努めること。

ス 消防機関による防火診断

24庁財第 568 号
平成24年12月14日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長
河村 潤 子



(印影印刷)

「第59回文化財防火デー」の実施について（通知）

来る平成25年1月26日（土）は「第59回文化財防火デー」です。

「文化財防火デー」の趣旨は、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図ることにあります。

については、別添1のとおり文化庁と消防庁において実施要項を定めましたので、貴都道府県におかれましても防火訓練その他の防災訓練等必要な諸行事の実施に努め、「文化財防火デー」の趣旨が十分活かされるようお願いいたします。

また、貴都道府県域内の市区町村教育委員会、文化財の所有者・管理者及び文化財を保管、展示する博物館その他の関係者に対して、別添1の実施要項を配布するとともに、防災訓練の実施や消防用設備の点検の実施などの防災対策の推進について周知を行い、その趣旨の徹底が図られるようお願いいたします。

なお、消防庁より各都道府県知事宛てに別添2のとおり通知がなされていることを念のために申し添えます。

担当 文化庁文化財部伝統文化課普及指導係
電話 03（5253）4111内線2872

文化財防火デー実施要項新旧対照表

今年度	昨年度
<p style="text-align: center;">第5.9回 文化財防火デー実施要項</p> <p>第1 趣旨 1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。</p> <p>第2 主唱 文化庁・消防庁</p> <p>第3 名称 第5.9回 文化財防火デー</p> <p>第4 期日 平成25年1月26日（土）</p> <p>第5 実施方針 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。 2 文化財は国民共有の貴重な財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護に関する意識の普及と、日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>第6 実施要項 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。 (1) 政府刊行物による広報 (2) 報道機関への広報 2 地方公共団体において、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で実施することにより、効果的に文化財防火・防災に関する意識の高揚を図ることが期</p>	<p style="text-align: center;">第5.8回 文化財防火デー実施要項</p> <p>第1 趣旨 1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和24年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。</p> <p>第2 主唱 文化庁・消防庁</p> <p>第3 名称 第5.8回 文化財防火デー</p> <p>第4 期日 平成24年1月26日（木）</p> <p>第5 実施方針 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。 2 文化財は国民共有の貴重な財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。 3 文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護に関する意識の普及と、日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。</p> <p>第6 実施事項 1 国（文化庁・消防庁）においては、次の事項を実施するものとする。 (1) 政府刊行物による広報 (2) 報道機関への広報 2 地方公共団体において、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力の下で実施することにより、効果的に文化財防火・防災に関する意識の高揚を図ることが期</p>

待される事項等は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ウ 放火による火災が多発していることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知及び体制確立の要請（関係機関等との連携による重点警戒の実施及び放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財の所有者及び管理者において、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連携の下で実施することにより、効果的に文化財防火に関する意識の高揚を図ることが期待される事項は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練の実施

- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施
消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、これに擬した代替物件を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該指定物件の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。
なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。
- イ 防災訓練後の点検、整備及び研究
消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。

(2) 防災対策の推進

- ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
 - また、既に消防計画を作成している場合は、計画の再確認を行うように努めること
 - 防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及びその充実強化が図られるよう努めること。

待される事項等は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への円滑な通報体制の確立）
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における適切な行事の実施（文化財講座、文化財愛護写真展等）
- ウ 放火による火災が多発していることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周知及び体制確立の要請（関係機関等との連携による重点警戒の実施及び放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財の所有者及び管理者において、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連携の下で実施することにより、効果的に文化財防火に関する意識の高揚を図ることが期待される事項は、次のとおりとする。

(1) 防災訓練の実施

- ア 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施
消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。この場合、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出は、これに擬した代替物件を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該指定物件の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。
なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。
- イ 防災訓練後の点検、整備及び研究
消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。

(2) 防災対策の推進

- ア 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
 - また、既に消防計画を作成している場合は、計画の再確認を行うように努めること
 - 防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及びその充実強化が図られるよう努めること。

<p>自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。</p> <p>イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善</p> <p>ウ 巡視等の励行</p> <p>エ 通報、情報、警報連絡体制の確立</p> <p>オ 文化財管理目録の作成と点検 火災等発生時の搬出と盗難に対応するため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び所在確認等に努めること。</p> <p>カ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備 消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。</p> <p>キ 消防用設備等の代替措置 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。</p> <p>ク 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備</p> <p>ケ 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理 <u>電気火災・燃焼機器火災予防対策として、適切な維持管理及び正しい使用を徹底するとともに、老朽化した器具や配線・配管にあつては交換を励行すること。</u></p> <p>コ 避難路、避難場所の点検及び整備</p> <p>サ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行</p> <p>シ 文化財周辺環境の整理・整頓 文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓に努めること。</p> <p>ス 消防機関による防火診断</p>	<p>自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。</p> <p>イ 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善</p> <p>ウ 巡視等の励行</p> <p>エ 通報、情報、警報連絡体制の確立</p> <p>オ 文化財管理目録の作成と点検 火災等発生時の搬出と盗難に対応するため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び所在確認等に努めること。</p> <p>カ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備 消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。</p> <p>キ 消防用設備等の代替措置 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。</p> <p>ク 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備</p> <p>ケ 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理</p> <hr/> <p>コ 避難路、避難場所の点検及び整備</p> <p>サ 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行</p> <p>シ 文化財周辺環境の整理・整頓 文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓に努めること。</p> <p>ス 消防機関による防火診断</p>
---	--